

平成30年台風第21号による被害状況

(平成30年9月27日11:00現在農林水産省調べ)

1 農林水産関係被害の概要

区分	主な被害	被害数	被害額(億円) (*1)	被害地域(現在32道府県より報告あり)
農作物等	農作物等(*2)	23,800ha	81.0	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川、長野、新潟、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島、香川、高知(27道府県)
	樹体(*3)	1,204ha	4.0	北海道、宮城、秋田、山形、福島、長野、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、奈良、和歌山、徳島(14道府県)
	家畜	28,914頭羽	0.3	岐阜、愛知、三重、京都府、和歌山、徳島、高知(7府県)
	畜産物(生乳等)	19トン	0.0	北海道、愛知、三重、滋賀(4道県)
	農業用ハウス等	27,257件	77.2	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川、長野、新潟、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島、香川、高知(27道府県)
	畜産用施設	627件	5.9	北海道、岩手、宮城、秋田、山形、神奈川、新潟、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島、香川、高知(20道府県)
	共同利用施設	219件	0.9	北海道、岩手、新潟、岐阜、愛知、三重、滋賀、和歌山(8道県)
	農業用機械	27件	0.0	北海道、福井、愛知、京都、兵庫(5道府県)
	小計			169.4
農地・施設関係	農地の破損	383箇所	7.0	山梨、長野、福井、岐阜、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、徳島、香川、高知(15府県)
	農業用施設等	293箇所	7.3	北海道、宮城、山梨、長野、福井、岐阜、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、徳島、香川、高知(17道府県)
	小計			14.2
林野関係	林地荒廃	50箇所	11.9	長野、岐阜、静岡、愛知、滋賀、大阪、兵庫、和歌山、高知(9府県)
	治山施設	7箇所	2.6	長野、愛知、三重、宮崎(4県)
	林道施設等	299箇所	5.7	山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、奈良、和歌山、徳島、高知(11県)
	森林被害	339ha	7.8	北海道、滋賀、京都、大阪、和歌山、高知(6道府県)
	木材加工・流通施設	51件	1.0	福井、三重、大阪、奈良、和歌山(5府県)

	特用林産物施設等	32 件	0.5	北海道、秋田、栃木、石川、山梨、岐阜、三重、滋賀、京都、和歌山（10 道府県）
	小計		29.4	
水産関係	漁船	107 隻	0.4	北海道、宮城、秋田、新潟、福井、三重、滋賀、大阪、和歌山、徳島（10 道府県）
	漁具	28 件	0.4	北海道、滋賀、京都、和歌山（4 道府県）
	養殖施設	189 件	0.6	北海道、宮城、新潟、三重、和歌山（5 道県）
	水産物	45 件	2.7	北海道、岩手、宮城、静岡、三重、和歌山（6 道県）
	漁具倉庫等	54 件	0.4	北海道、宮城、秋田、新潟、愛知、三重、和歌山（7 道県）
	漁港施設等	31 漁港	26.3	静岡、兵庫、和歌山、徳島、高知（5 県）
	漁業用施設等	4 件	0.7	三重、和歌山（2 県）
	共同利用施設	119 件	2.3	岩手、静岡、大阪、兵庫、和歌山（5 道府県）
	小計		33.9	
	合計		247.0	

* 1：現時点で都道府県から報告があったものを記載しており、引き続き調査中。なお、報告には被害数の報告のみで被害額は調査中のものも含まれる。

* 2：りんご、なし、かき、栗、みかん、ポンカン、ゆず、ホップ、イチジク、ネクタリン、もも、オリーブ、葡萄、パパイア、キウイフルーツ、デントコーン、ズッキーニ、ねぎ、ニラ、ほうれん草、キャベツ、レタス、みずな、こまつな、セロリ、パセリ、ブロッコリー、とまと、ピーマン、パプリカ、オクラ、なす、きゅうり、いちご、アスパラガス、白菜、とうもろこし、えだまめ、大豆、小豆、そば、人参、大根、里芋、レンコン、サトウキビ、こんにゃく、水稲、花き（ひまわり、葉ボタン、かすみ草、ケイトウ、トリカラー、菊、トルコキキョウ、バラ、テッポウユリ等）、ソルゴー、スーダングラス等

* 3：りんご、なし、もも、すもも、柿、みかん、栗、うめ、プルーン、イチジク、葡萄、ブルーベリー、茶、植木等

2 農林水産省の対応

- ・農林水産省災害情報連絡室を設置（9月3日 15:00）
（近畿、中国四国農政局は災害対策本部を設置済み）
- ・農林水産省緊急自然災害対策本部幹事会を開催（9月3日 18:30）
- ・農林水産省緊急自然災害対策本部幹事会を開催（9月4日 13:10）
- ・危機管理・政策立案総括審議官が、各地方農政局長に、台風第21号の接近及び通過に対する注意喚起を実施。
- ・農林水産省緊急自然災害対策本部幹事会を開催（9月4日 17:45）
- ・農村振興局が、「全国ため池緊急点検を踏まえた今後の対応について」を发出（平成30年8月22日）
- ・生産局及び政策統括官が、「台風第21号の接近及び通過に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底（秋台風全般に対する技術指導）について」を通知（平成30年8月31日）
- ・経営局が、「台風第21号の接近及び通過に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底（秋台風全般に対する技術指導）及び農業共済の対応について」を通知（平成30年8月31日）
- ・農村振興局が、「台風第21号接近に伴う事前点検及び被災箇所における応急対策の実施について」を通知（平成30年8月31日）
- ・林野庁が、「台風第21号接近に伴う山地災害の未然防止について」を通知（平成30年9月3日）
- ・林野庁が、「台風第21号接近に伴う山地災害等に備えた対応について」を通知（平成30年9月3日）
- ・林野庁が、「台風第21号接近に伴う林道施設災害及び森林災害発生時の対応について」を通知（平成30年9月3日）

日)

- ・水産庁が、「台風第21号に対する備えと被害報告等について」を通知（平成30年9月3日）
- ・経営局が、「台風第21号及び8月30日から大雨による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等について」等を通知（平成30年9月5日）
- ・水産庁が、「平成30年台風第21号による被害漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について」を通知（平成30年9月19日）
- ・水産庁が、「平成30年台風第21号及び平成30年北海道胆振東部地震による漁業被害等に係る迅速かつ適切な損害評価等の実施及び共済金等の早期支払について」を通知（平成30年9月19日）